社会福祉協議会における法人後見及び 市民後見人養成についての視察調査報告書

(大阪府地域福祉基金助成事業)

岸和田市社会福祉協議会 平成24年3月

社会福祉協議会における法人後見及び市民後見人養成についての視察調査報告書 (大阪府地域福祉基金助成事業)

目次

はじ	めに	•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	E結果																																		
兵庫																																			
	道																																		
東京	都																																		
東京			田区																																
三重	県	伊	賀市	社:	会社	畐袓	協	議	会·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
兵庫	课		宮市																																
兵庫	県		戸市																																
愛媛	果	松	山市	社	会社	畐袓	協	義:	会・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
愛媛	果	久	万高	原	町ネ	生会	:福	祉	劦諄	绘	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	33
福井	県	あ	わら	市	社会	会福	祉	協詞	義会	<u>.</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	36
石川	県	加	賀市	社	会社	畐袓	協	義	会 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	39
調査	結果	<u></u> 2	Р	43	~	49																													
ſΕ	常生	活	自立	支	援马	業	の	支拉	爰仅	制	[つ	い	て	١,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	43
	生活																																		
ſΕ	常生	活	自立	支	援马	業	と	成分	羊 後	見	制	度	ح	の	関	連	性	١.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
	移行					_ •																													
	人後																																		
市	民後	見	人養	成	講座	上	取	組	ϟ 0.)比	較	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
(報酬	 .	後見	.監 [·]	督、	複	数	後!	見σ)有	無		後	見	人	の	応	募	条	件	な	ど)												
	料																																		
「岸																																			
Γ諞	杏	Εı•	•		•	•		•	•		•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54

はじめに

平成12年に成年後見制度が創設され、12年が過ぎようとしています。申立件数を見ると、成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申立件数が合計で30,000件を超えるまで増加し、また、後見人等の担い手は、親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものが全体の約40%と担い手が親族から専門職等の第三者へ移行してきている現状があります。そういった状況の中で、社会福祉協議会(以下、社協)においても法人後見受任や市民後見人養成を行う社協が増加しつつあります。(平成22年 岸和田市社協「法人後見事業および市民後見人養成に関する調査報告書」より)

岸和田市社協では、平成12年より日常生活自立支援事業(福祉サービス利用支援事業)において支援を開始し、利用者の判断能力の低下等により成年後見制度による支援が必要な事案が増加する中で、平成18年度に第二次地域福祉活動計画(計画実施機関:平成19年度~23年度)を行政計画である地域福祉計画と協働で策定することとなり、計画内にく法人後見の検討>及び<市民後見人養成の検討>を位置づけました。特に<市民後見人養成の検討>については、岸和田市と岸和田市社協が協働して事業の開始を目指すこととされ、岸和田市社協においてもこの計画を受け、法人後見事業・市民後見人の養成について本格的に検討を開始しました。

この間に、日常生活自立支援事業の利用者は急増し(平成24年2月末現在178件)、成年後見制度による支援が必要となるケースが増加、市内において法人後見による支援が必要な事案に対応出来る支援体制を整えることに加え、将来的に市民後見人養成を行うために後見業務のノウハウを身に付けることを目的とし、平成21年度から法人後見事業を開始しました。また、新たな地域福祉の担い手として市民後見人の養成を行うべく、平成21年度から岸和田市社協内に検討会議を立上げ、今年度からは、大阪府・大阪後見支援センター(大阪府社協)・岸和田市・岸和田市社協の4者協働で平成23年度市民後見推進事業を実施し、平成24年3月に第1期大阪府市民後見人養成講座を修了したところであります。

このような取組みの中で、岸和田市社協としては、引き続き日常生活自立支援事業の相談 待機者 O の継続及び成年後見制度への取組みを発展させるため、大阪府地域福祉基金助成事 業において、全国各地で先進的に関連事業に取組まれている社協の活動について調査を実施 いたしました。調査対象については、平成 2 2 年度に岸和田市社協において実施した「法人 後見事業および市民後見人養成に関する調査報告書」において、既に法人後見受任もしくは、 市民後見人養成を行っていることが確認出来た社協の中で、人口規模や事業の実施状況が異 なる11社協を任意に抽出し、視察調査を行いました。

なお、調査結果につきましては、視察調査結果1として視察調査を行った11社協の調査内容を報告、視察調査結果2として、調査を行った中での共通課題①「日常生活自立支援事業の支援体制について」(生活支援員数や事業実施体制など)②「日常生活自立支援事業と成年後見制度との関連性」(移行の考え方など)③「法人後見事業の取り組みについて」④「市民後見人養成講座」取組みの比較(報酬・後見監督・複数後見の有無、後見人の応募条件など)の①~④について報告しております。

今回の調査結果を受け、岸和田市社協における日常生活自立支援事業や成年後見制度への取組みのさらなる推進に繋げるとともに、他の社協や成年後見制度に取組む機関にとって事業推進の参考となることを期待して調査結果を報告致します。...

最後になりましたが、お忙しい業務の中で調査にご協力いただきました 1 1 社協の職員の 皆さまに感謝申し上げます。

> 平成24年3月吉日 社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会 権利擁護センター

視察調査先一覧

日時	視察先	連絡先				
平成23年	兵庫県 伊丹市	伊丹市広畑 3-1 いたみいきいきプラザ内				
10月18日	共庫県 1777円 社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会	7月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月				
(火)		FAX:072-787-6911				
(X)	伊丹市福祉権利擁護センター					
平成23年	北海道 南富良野町	北海道空知郡南富良野町幾寅 保健福祉センターみなくる 内				
10月21日	 社会福祉法人 南富良野町社会福祉協議会	木) 木)				
	社会領性法人 用盖及野町社会領性協議会					
(金)		FAX:0167-52-3711				
	東京都 豊島区	東京都豊島区東池袋 1-20-10				
Ψ # 0.0 <i>E</i>	*************************************	区民センター2 階				
平成23年	社会福祉法人 豊島区社会福祉協議会	TEL: 03-3981-2940				
11月9日	福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」 	FAX:03-3981-2946				
(水)	東京都 墨田区	東京都墨田区東向島 2-17-14				
		すみだボランティアセンター2階				
	社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会	TEL:03-3614-3902				
	すみだ福祉サービス権利擁護センター	FAX:03-3610-0294				
平成23年	 三重県 伊賀市	三重県伊賀市上野中町 2976-1				
		上野ふれあいプラザ 3 階				
11月18日	社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会	TEL: 0595-21-9611				
(金)	伊賀地域福祉後見サポートセンター	FAX:0595-26-0002				
	 兵庫県 西宮市	兵庫県西宮市染殿町 8-17				
		西宮市総合福祉センター1 階				
平成23年	社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会	TEL: 0798-37-0024				
11月25日	権利擁護支援センターグループ	FAX:0798-37-0025				
(金)	 兵庫県 神戸市	神戸市中央区磯上通 3-1-32				
\ <u> </u>		こうべ市民福祉交流センター4階				
	社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	TEL:078-271-5321				
	神戸市成年後見支援センター	FAX:078-271-2250				
 平成23年	 愛媛県 松山市	愛媛県松山市若草町 8-2				
1,225		松山市総合福祉センター内				
12月1日	社会福祉法人 松山市社会福祉協議会	TEL:089-913-9046				
(木)		FAX:089-941-4408				
平成23年	愛媛県 久万高原町	愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 45-2				
12月2日	社会福祉法人 久万高原町社会福祉協議会	TEL:0892-21-0800				
(金)		FAX:0892-21-3040				

日 時	視察先	連 絡 先
	福井県 あわら市	福井県あわら市市姫 2-31-6
平成23年	社会福祉法人 あわら市社会福祉協議会	TEL:0776-73-2253
12月13日 (火)		FAX:0776-73-4542
	石川県 加賀市	石川県加賀市大聖寺南町二 11-5
	社会福祉法人 加賀市社会福祉協議会	TEL:0761-72-1500
		FAX:0761-72-1244

視察調査結果1(調査票)

兵庫県伊丹市

I. 基本情報

1. 社協名: 伊丹市社会福祉協議会

2. 人口: 197,035人

3. 日常生活自立支援事業利用者数: 21名 (平成23年10月17日現在)

認知症高齢者 10名、知的障がい者 4名、精神障がい者 7名

〇兵庫県の利用対象者は、在宅に限る。

〇相談件数は年間100件以上。新規契約者は、毎月2件程度の契約。件数が伸びないのは、利用 者の死亡、成年後見制度への移行が進んでおり、解約者も多いため。

- 4. 日常生活自立支援事業の待機者数: 0名(平成23年10月17日現在)
- 5. 法人後見受任者数事業開始 (平成 年 月 日)
- 〇法人後見検討会を平成23年11月より開催予定。

認知症高齢者	0名 類型(後見	O名、保佐 O名、補助	0名)
知的障がい者	O名 類型(後見	O名、保佐 O名、補助	0名)
精神障がい者	0名 類型(後見	O名、保佐 O名、補助	0名)

Ⅱ. 体制・予算

1. 職員の役割・体制(資格、兼務の状況など)は?

担当 4名(常勤 4名、非常勤 0名)※常勤2名 、嘱託1名、臨時職員1名

- 〇社会福祉士3名、他1名
- ○権利擁護センターの人員配置:福祉サービス利用援助事業専門員2名(コーディネーター兼務1名)、権利擁護センターコーディネーター1名、福祉サービス利用援助事業担当1名(包括兼務・統括)、権利擁護センター担当1名(包括兼務・統括)
- 〇福祉サービス利用援助事業生活支援員6名(非常勤)、雇用契約あり、1日1~2件の訪問を行う。民生委員等が従事している。
- ○平成23年度より伊丹市社協独自で、入院・入所者も対象としている。
- 2. 行政との関係、行政からの補助金や運営費の有無、金額は?

|有り|(委託費・|補助金| 5,678,000円)、なし

○県社協と市からの補助金で、人件費と事業費を支出している。

- 3. 受任調査会等の機能と役割はどのようになっているのか?
- 〇法人後見未整備のため、受任審査会なし。

Ⅲ. 日常生活自立支援事業等との関連性

- 1. 日常生活自立支援事業からの移行についての考え方(岸和田市社協との比較)は? また、 日常生活自立支援事業と法人後見(市民後見)の棲み分けは?
- 〇判断能力が低下した時点で、早めに成年後見制度へ移行できるように支援している。必要あれば、 市へ相談し連携して対応。移行に関するマニュアルはない。福祉サービス利用援助事業が、成年 後見制度までのつなぎの役割を担っている。
- 〇本人申立てへの支援も多く、支援実績が上がっている。
- 〇成年後見制度に移行した時点で、福祉サービス利用援助事業は基本的に解約。例外に遠方の親族 や弁護士、司法書士が後見人の場合は契約継続する場合もあり。
- 2. 社協の他事業との連携・関連性は?
- 〇伊丹市社協第5次発展計画の中で権利擁護事業の推進が挙げられている。職員間での勉強会等を 通じて共通認識を持つようにしている。
- 〇福祉権利擁護センター設置により、包括支援センター、地域生活支援センター、地域福祉の専門 職で総合相談対応が可能となっている。
- 3. 地域の関係機関との連携の在り方は?
- 〇伊丹市福祉権利擁護センターが、社会福祉法人や司法・医療の専門職者や機関の参画のもと協働 運営されており、連携を深めている。
- 4. 地域福祉(活動)計画との関連性は?

計画に位置付けている(いる・いない)

〇権利擁護の推進、第3者の後見人の充実、権利擁護を推進する機関が必要という内容を記載している。福祉権利擁護センター設置に関しては具体的な文言の記載はない。

Ⅳ. その他取組み状況

- 1. 法人後見等の権利擁護分野についての広報・啓発の仕掛け(講演会やセミナー)をどのように行っているか?
- 〇市民向けセミナー:平成24年1月に市民講演会を企画している。平成23年には成年後見制度 落語を実施。専門職向けセミナー:4回シリーズで研修を企画。県からの助成金を受けている。 今後は地域単位で研修を企画していきたい。
- ○「伊丹市後見サポーター養成講座」:同じ地域に住む市民として相談や見守りを行うボランティアを養成。サポーターとしての活動を経験してもらい、福祉サービス利用援助事業の生活支援員や市民後見人活動へのきっかけとしてもらいたいと考えている。平成23年度は33名参加(昨年度は30名程度参加)している。参加者層は50代~60代、民生委員、ボランティア、ヘル

パー、ケアマネジャー等が参加。11月から1名がサポーターとして訪問活動を行う予定。

2. 市民後見人養成の取組み状況は?

〇市民後見人養成研修 基礎3日(16.5時間)、実践活動5日(30時間)、

フォローアップ3日(16.5時間)

- 〇県社協主催の市民後見人養成研修への参加は市からの推薦が必要。伊丹市からは今年度8名受講。後見サポーター養成講座受講者に呼びかけを行った。市民後見人としての活動の場は具体的にはなく、今後の取り組みやサポート体制については課題でありは伊丹市と協議していく。
- 3. 法人後見への取組みの効果、良かった点は?
- 〇法人後見事業は未実施。

福祉権利擁護センターの設置により、虐待ケース等に弁護士をはじめセンターに所属する専門職とカンファレンスの機会を持つようになった。専門職と連携し市内の相談支援機関をバックアップできるようになった。

4. 今後の事業展開は?

- 〇伊丹市福祉権利擁護センターの運営推進。
- ○伊丹市後見サポーターや市民後見人の養成や取組みをすすめていきたい。
- 〇法人後見事業については、伊丹市福祉事業団が法人後見の体制をとっている。伊丹市社協として、 どのような体制で取り組んでいくのかを検討する必要がある。

○伊丹市福祉権利擁護センターについて

- ・平成23年度に開設。
- ・権利擁護を推進する関係機関や市民との連携・協働により運営している。構成団体としては、 市内社会福祉法人、市、医師会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会等の専門職 団体や地域団体、当事者団体等。
- ・権利擁護に関する相談、権利擁護の人材育成、権利擁護、成年後見制度に関する広報・啓発、 福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)を実施している。

~調査担当者からの一口メモ~

伊丹市では、福祉権利擁護センターが、社会福祉法人や司法・医療の専門職者や関係機関の 参画のもと協働運営されており、市内での連携を深めながら支援をすすめておられました。

「幸犬くん」というイメージキャラクターが居て、権利擁護に関する普及・啓発活動にも積極的に取り組まれています。実は、キャラクターグッズが欲しいくらい「幸犬くん」の大ファンです!かわいい。

キャラクター「幸犬くん」

北海道 南富良野町

I. 基本情報

1. 社協名: 南富良野町社会福祉協議会

2. 人口: 2, 852人 (平成23年10月21日現在)

3. 日常生活自立支援事業利用者数: 21人 (平成23年10月20日現在)

認知症高齢者 11 名、知的障がい者 6 名、精神障がい者 5 名

- 4. 日常生活自立支援事業の待機者数: 0名(平成18年11月1日現在)
- 〇北海道での事業名は日常生活自立支援事業、南富良野町ではあんしんサポート事業
- ○22件契約、人口減少しているが相談は増加。若年の障がい者(社会性が乏しく金銭が困難)や虐待事案がある。平成18年の第1期なんぷ思いやりプラン(行政の地域福祉計画と協働作成)に「生活サポートセンター」を位置づける。社協内に権利擁護事業専門の相談部署を設けることになり、相談増加につながる。地域包括支援センター(社協委託)との連携もスムーズ。住民、民生委員の認知度も高く、困難ケースの相談が集まるセンターとなっている。
- 〇平成13年から日常生活自立支援事業の契約者が出てきた。当時は行政の理解が低かった。生活サポートセンターを計画に位置付けたことで、社協の本来の仕事だと認識されてくるようになった。地域住民にとって身近であること、組織への信頼感があること、社協が権利擁護を担っていく組織であるとの認識がすすんでいる。
- 5. 法人後見受任者数: 8名(事業開始 平成18年11月1日)

認知症高齢者	1名 類型(後見	O名、保佐 1名、補助	0名)
知的障がい者	7名 類型(後見	3名、保佐 3名、補助	1名)
精神障がい者	0名 類型(後見	0名、保佐 0名、補助	0名)

Ⅱ. 体制・予算

1. 職員の役割・体制(資格、兼務の状況など)は?

担当 2名(常勤 2名、非常勤 0名)

社会福祉士 2名、精神保健福祉士 0名、介護支援専門員 1名、社会福祉主事 2名

2. 行政との関係、行政からの補助金や運営費の有無、金額は?

|有り| (補助金 1,400,000円)

3. 受任調査会等の機能と役割はどのようになっているのか?

運営委員会・受任審査会の有無 (|有| ・ 無)

構成員 (医師、サービス事業所、保健師、行政、包括、社協、司法書士が必要に応じて参加) 開催頻度(月2回。困難ケースへの支援等を検討するケア会議の後に、福祉サービス受任調整会議を 開催)

Ⅲ. 日常生活自立支援事業等との関連性

- 2. 日常生活自立支援事業からの移行についての考え方(岸和田市社協との比較)は? また、日常生活自立支援事業と法人後見(市民後見)の棲み分けは?
- 〇日常生活自立支援事業からの移行については、ケースバイケース。判断能力の面だけでは区別しにくいところがある。基本的には、①相続や財産処分、契約行為等の代理権行使が必要になった場合、悪質商法被害等で取消権行使が必要になった場合、②本人の財産が多い、③若年の障がい者の方、が成年後見制度への移行の目安としている。
- 〇法人後見事業については、受任調整会議にてケースごとの判断。
- ○移行のタイミングについては、一定のマニュアル作成が必要ではないかとの意見がある。
- 2. 社協の他事業との連携・関連性は?
- 〇社協事業は、担当者が兼務している部分が多く連携、関連性は高い。行政についても、生活保護、母子 家庭、障がい、民生・児童委員協議会等、複数の福祉部門を担当しているので、事業間での連携は強い。
- 3. 地域の関係機関との連携の在り方は?
- 〇生活サポートセンター、社協が受託している地域包括支援センターを中心に連携できている。生活サポートセンターは、健康推進部門、地域包括支援センター、社会福祉協議会を集めたセンター。同じ建物、同じフロアで福祉相談を受ける体制で、権利擁護事業をすすめるにあたって効果的である。ケースの共有がしやすい。物理的な条件整備も大切。生活サポートセンターへの評価高い(地域福祉活動計画の住民懇談会でも高評価を得ている)
- 4. 地域福祉(活動)計画との関連性は?

計画に位置付けている(いる ・ いない)

○社協の本来業務であるとの認識を得ている。

Ⅳ. その他取組み状況

- 1. 法人後見等の権利擁護分野についての広報・啓発の仕掛け(講演会やセミナー)をどのように行っているか?
- 〇小地域ネット(よってたかって幸せ講座)やサロンの場で、成年後見制度や権利擁護関連についての講 義の時間を持っている。また、事例紹介等を行うこともある。民生委員に対しても研修を実施すること で、社協への相談が入ってきやすくなっている。
- 〇平成23年度には、市民に対し成年後見研修会を実施。70名参加があった。
- 2. 市民後見人養成の取組み状況は?

市民後見人養成講座 1部8日間 2部5日間 合計13日間、実習3回

- 〇平成23年9月からスタート、東京大学のカリキュラムで養成を行う。北海道内で107名の受講生、 南富良野町から39名受講している。南富良野町受講者には、金融機関の職員等もいる。
- 〇講座終了後の市民後見活動は、専門職含む検討委員会で今後協議していく予定。個人での受任、複数での受任等多様なものを想定。社協が後見監督人になることも想定。町民でNPO法人を設立し支援する 等の提案もあり、被後見人にとって最も良いものとなるようしくみを作っていきたい。
- 〇市民後見人活動のバックアップ体制については、生活サポートセンターを基軸に考えている。
- 〇報酬付与のあり方等、活動の内容については、国のワーキング会議等での議論を通じ、制度が持続可能 なものとなるよう、取り組みのあり方について考えていきたい。

3. 法人後見への取組みの効果、良かった点は?

- 〇日常生活自立支援事業や法人後見事業の利用により、ご本人の生活が見違えてくる。その様子を地域住 民が目の当たりにすることで、住民感情が向上。ご本人にとって住みやすい地域へと変わっていく。
- 〇社協が金銭管理し、少しづつでも返済していくことによって、代金や料金の滞納等の不良債権を、健全 な債権とすることができる。生活保護の廃止事例や税金の滞納が解消される等の効果もある。
- 〇生活サポートセンターの機能の充実により、権利擁護事業を通じて地域福祉の底上げが可能となった。 重層的な支援が可能となった。
- 〇ヘルパー事業所、学校、警察、地元商店等との連携が生まれた。
- 〇悪質な訪問販売の被害が減少。不審な車両が止まっていれば民生委員から連絡が入ってくるような密な 関係。
- 〇権利擁護の相談窓口として存在感の高まり、社協が地域の総合相談窓口としての機能を果たし、社協の 地域での認知度が向上。

4. 今後の事業展開は?

- 〇市民後見人養成をすすめる。
- 〇福祉ファンドの設立、運営。生前預託による福祉ファンド運営。運営にあたっては合議体をつくり進めていきたい。地域における新しい再配分を目指す。被後見人の残した財産を「国庫に帰属」「数十年行き来のない遠縁の親族へ手渡す」だけではなく、地域での新たな支えあいのかたちへと活用していけるように検討したい。
- ○生活サポートセンターを中心にした、権利擁護事業を展開したい。

〇北海道内の日常生活自立支援事業について

北海道内は、都道府県型で実施。大阪は、市町村型。北海道内が12のエリアに分かれており、道社協に12名の専門員が配置されている。新規利用相談があれば、道社協の専門員に連絡し、契約までの支援を行ってもらう。南富良野町の管内で、50万人に1人の専門員配置で担当エリアが南北200キロと広範囲となり、相談に来てもらうまで、時間がかかることが課題。

南富良野町と札幌市は直接契約を行えるように事業実施方法を変えている。南富良野町では、審査会組織を設けて北海道社協と協議・連携し、町単独で事業実施できるように体制を設けている。相談の中心になるのは生活サポートセンターである。

道内全体の契約件数は383件(平成22年度)。事業が道内の市町村に根付いていない印象がある。

法人後見事業実施している社協が道内で6市町のみ。日常生活自立支援事業が根付いていない中、 市民後見人養成について取り組んでいるのが現状。南富良野町では、生活サポートセンターを中心に 体制整備を進めている。

○南富良野町生活サポートセンター

南富良野町では、権利擁護事業を総合的に推進するために平成18年6月に、南富良野町社会 福祉協議会に「南富良野町生活サポートセンター」を設置している。

センターでは、高齢者や障がい者等からの困りごとの問題解決のための総合相談窓口としての「心配ごと相談事業」、北海道社会福祉協議会と協議を行い、日常生活自立支援事業を本町独自で 実施する「あんしんサポート事業」、社会福祉協議会が法定成年後見人・保佐人・補助人となる「法 人後見事業」の3つの機能を有する機関として、総合的かつ継続的に権利擁護事業を実施している。

設置後は、相談窓口が明確になったことなどから、多くの住民や関係機関から相談が寄せられ、 認知症高齢者や障がい者の悪徳商法被害の救済や多重債務処理など多くの困難ケースの対応に大き な実績を上げている。

○その他の取り組み

「ぷらっと会社」という居場所の運営も行っている。(障がいをお持ちの方等が社協事務所に来て、社協職員と一緒に仕事をしてもらう、気の向いた時に気の向いた時間に来てもらう、有償ボランティア制度)

~調査担当者からの一口メモ~

南富良野町では、社会福祉協議会が「権利擁護を推進する組織である」という認識が市民や関係機関の間に浸透していると感じ、それは、総合相談の機能を十分に発揮し、日々、地域・住民とともに活動されているからこそだと思いました。南富良野町の土台を支えてるのは「生活サポートセンター」だと感じました。

大自然に囲まれた南富良野町。かわいい小動物にも遭遇し(思わずシャッターを押しました!) 北の大地、自然も感じることができました。

東京都 豊島区

I. 基本情報

1. 社協名: 豊島区社会福祉協議会

2. 人口: 267. 381人(平成23年10月1日現在)

3. 日常生活自立支援事業利用者数: 57名(平成23年11月1日現在)

認知症高齢者 47名、知的障がい者 2名、精神障がい者 5名 その他 3名 〇その他3名は高次脳機能障害等である。

- ○東京都の補助金より拡大事業として虚弱高齢者への支援を7名行っている。
- ○障害者が少ないのは、区内に精神科の施設、入院出来る病院が無いため。
- 4. 日常生活自立支援事業の待機者数:5名(平成23年10月1日現在) 契約準備中
- 5. 法人後見受任者数 12名(事業開始 平成20年7月) 後見監督受任者数 3名(事業開始 平成21年11月)

 認知症高齢者
 12名 類型(後見 12名、保佐 0名、補助 0名)

 知的障がい者
 0名 類型(後見 0名、保佐 0名、補助 0名)

 精神障がい者
 0名 類型(後見 0名、保佐 0名、補助 0名)

Ⅱ. 体制・予算

1. 職員の役割・体制(資格、兼務の状況など)は?

担当6名(常勤 6名、非常勤0名)室長1名(事務)、日常生活自立支援事業4名(社会福祉士)、成年後見担当1名(社会福祉士)、生活支援員17名 (訪問1回2,500円) 社会福祉士 5名、精神保健福祉士 0名、介護支援専門員 0名、社会福祉主事 0名 〇他の事業との兼務は無し。

2. 行政との関係、行政からの補助金や運営費の有無、金額は?

|有り| (委託費 7,949,000円・補助金 24,216,983円)

3. 受任調査会等の機能と役割はどのようになっているのか?

運営委員会・受任審査会の有無 (| 有 | ・ 無) 法人後見ケース方針検討会議

構成員(学識経験者1名、弁護士2名、医師2名、司法書士1名、社会福祉士1名、税理士1名、 障害者団体代表1名、地域団体代表1名)

開催頻度(年4回程度)

○委員が多い為、召集に1ヶ月ほどかかってしまう場合がある。

法人後見ケース方針検討会議

○受任案件があれば、その都度開催。

Ⅲ. 日常生活自立支援事業等との関連性

- 3. 日常生活自立支援事業からの移行についての考え方(岸和田市社協との比較)は? また、日常生活自立支援事業と法人後見(市民後見)の棲み分けは?
- 〇日常生活自立支援事業契約者が後見相当と判断され後見の申立てをした場合は、後見の審判確定 後、契約を解約し成年後見制度への移行となる。
- 〇日常生活自立支援事業の利用者で法人後見として社協が受任した場合は、日常生活自立支援事業の 担当生活支援員が後見支援員となり支援を継続する場合もある。
- 2. 社協の他事業との連携・関連性は?

社協が受任している地域包括支援センターから相談はあるが、他のセンターと同様の扱い。

- 3. 地域の関係機関との連携の在り方は?
- 〇区主催の豊島区権利擁護ネットワーク会議に出席
- 〇地域包括支援センター主催の権利擁護部会への参加
- 4. 地域福祉(活動)計画との関連性は?

計画に位置付けている(いる)・いない)

〇平成15年豊島区地域福祉計画、平成17年豊島区地域保健福祉計画の中で、医療との連携、保 健福祉サービスの充実と利用支援・権利擁護について記載。現在平成24年度開始の地域福祉活 動計画を策定中。

Ⅳ. その他取組み状況

1. 法人後見等の権利擁護分野についての広報・啓発の仕掛け(講演会やセミナー)をどのように行っているか?

平成22年度

〇弁護士の方の講演会(2回) ①楽しく学ぶ成年後見制度とその活用

②後悔しない「老い支度」~任意後見制度と遺言の活用~

〇成年後見制度相談会(1回) 成年後見無料相談会 共催:東京司法書士会豊島支部

〇事業·制度説明会(10回) 障害者福祉施設、医師会等

〇後見人サポート(3回) ①親族のための成年後見実践講座(2回)

②後見人座談会(意見交換会)

〇広報紙の活用(4回)

- ①トモニー通信(社協広報紙)掲載2回
- ②広報としま(区広報紙) 掲載2回

2. 市民後見人養成の取組み状況は?

〇年1回東京都が実施する、東京都後見人等候補者養成事業に、日常生活自立支援事業の生活支援員で社会貢献型後見人(=市民後見人)活動も出来るであろうと思われる方を養成講習受講者として推薦している。東京都の公募だけでは限りがある為、社協独自で公募を行うところもある。東京都は後見人についてのフォロー講座を行うが、受任等に関しては関与していない。

3. 法人後見への取組みの効果、良かった点は?

〇日常生活自立支援事業利用者や区長申立で資産が無く、専門職後見人の活用が困難な方に、法人後 見や社会貢献型後見人(=市民後見人)を付けることが可能となった。しかし、社協が全てのケー スの後見人、後見監督人として役割を担っていけるのかは課題の1つである。また、社会貢献型後 見人が報酬をもらうことが困難であるケースが多いため後見監督報酬もほとんど受取る事が困難 な現状である。

4. 今後の事業展開は?

〇区長申立ケースが増加し、法人後見受任件数も増加している。今後は、法人後見受任者で状態の安定している方ケースなどを社会貢献型後見人(=市民後見人)に移行していきたい。

~調査担当者からの一口メモ~

最寄駅から事務所まで歩いて行く間、「岸和田市と比べると、ずいぶん都会に社協の事務所があるんだなぁ。」と完全にお上がりさん状態。こういった環境の中で、社協活動はどんな感じで行われているんだろうか?と思いながら事務所を訪ねました。

法人後見・市民後見人養成の取組み状況は、当初、岸和田市で実施したいと考えていた形に近く、 とても参考になりました。

東京都 墨田区

I. 基本情報

1. 社協名: 墨田区社会福祉協議会

2. 人口: 250, 366人(平成23年10月31日現在)

日常生活自立支援事業利用者数: 55名(平成23年10月31日現在)

認知症高齢者 49名、知的障がい者 0名、精神障がい者 6名

- ○知的障がい者の利用者は以前 1 ~ 2 件あったが今年度解約もあり、現在は O 件。墨田区在住の知的 障がい者の数が少ないこと、知的障がい者の施設が少ないこともあり利用者もほとんど無し。
- 4. 日常生活自立支援事業の待機者数:7名(平成23年10月31日現在) 契約準備中
- 5. 法人後見受任者数(事業開始 平成 年 月 日)
- 〇現在の体制で法人後見を行っても数件を受けることしか出来ない為監督に徹する。件数を受けることが出来る見込みがあれば検討する。

認知症高齢者	0名 類型(後見	0名、保佐 0名、補助	0名)
知的障がい者	O名 類型(後見	O名、保佐 O名、補助	0名)
精神障がい者	0名 類型(後見	0名、保佐 0名、補助	0名)

Ⅱ. 体制・予算

1. 職員の役割・体制(資格、兼務の状況など)は?

担当 5名(常勤 3名(所長を含む)、非常勤 2名)

〇非常勤職員の業務は生活支援員業務と事務処理、今後専門員としても活動予定。

生活支援員10名(平成23年度5名追加)→社会貢献型後見人研修修了者

社会福祉士 2名、精神保健福祉士 0名、介護支援専門員 0名、社会福祉主事 2名

2. 行政との関係、行政からの補助金や運営費の有無、金額は?

有り|(委託費 ・ 補助金 (25,743,317 円)(平成22年度)

3. 受任調査会等の機能と役割はどのようになっているのか?

運営委員会・受任審査会の有無(| 有 | ・ 無)

構成員 (弁護士1名、司法書士1名、社会福祉士2名、医師1名、行政職4名)

〇行政職:高齢者福祉課、障害者福祉課、厚生課、保健計画課

開催頻度(年2~3回程度)

〇成年後見制度の普及方法、社会貢献型後見人登録・養成方法を協議している。

Ⅲ. 日常生活自立支援事業等との関連性

- 1. 日常生活自立支援事業からの移行についての考え方(岸和田市社協との比較)は? また、日常生活自立支援事業と法人後見(市民後見)の棲み分けは?
- 〇墨田区社協では法人後見を行わず、後見監督に徹する方針。社会貢献型後見人(=市民後見人)を 候補者とするケースは基本的に日常生活事業契約者と想定している。日常生活自立支援事業契約者 の中で、判断能力の低下や施設入所が必要になった際は区社協から三士会に受任依頼を行う。今後 は、施設入所等で落ち着いているケースや専門職後見で安定しているケースを社会貢献型後見人に つなぐ方針。ただし、社会貢献型後見人候補者の人数が増えれば対象ケースを拡大していく。
- 2. 社協の他事業との連携・関連性は?
- 〇小地域ネットワーク活動や家事援助サービス、ボランティア等で関わりのある方に対し、個別に市 民後見人や日常生活自立支援事業について説明し、応募してもらう。
- 3. 地域の関係機関との連携の在り方は?
- 〇行政、地域包括支援センター、社協で構成される庁内情報連絡会を開催。社会貢献型後見人 (=市民後見人)の養成方法や成年後見制度の利用対象ケース等について情報共有を行う。
- ○地域の関係機関に市民後見人養成講座の講師の依頼。
- 〇日常生活自立支援事業については、区内 8 カ所の地域包括支援センターと近い関係にあり、地域包 括支援センターからの相談が多い。
- ○社協は地域包括支援センターを受託していない。
- 4. 地域福祉(活動)計画との関連性は?

計画に位置付けている(いる)・いない)

〇平成22年度策定の地域福祉計画に市民後見人の養成人数の数値目標を記載。本年度策定予定の地域福祉活動計画においても、市民後見人に関する数値目標を記載予定である。

Ⅳ. その他取組み状況

1. 法人後見等の権利擁護分野についての広報・啓発の仕掛け(講演会やセミナー)をどのように行っているか?

○平成20年度 講談で語る成年後見制度 <u>93名参加</u>

〇平成21年度 落語で学ぶ成年後見制度 80名参加

〇平成22年度 相続·遺言·成年後見制度講演会 38名参加

○後見パンフレット作成・配布

〇法律出前勉強会 平成20~22年度 161名参加

- 〇専門相談:毎月第三木曜(予約制)区から弁護士の紹介をしてもらい顧問契約。平成22年度で23件の相談があった。
- 2. 市民後見人養成の取組み状況は?
- 〇墨田区で社会貢献型後見人(=市民後見人)養成講習の公募を行い、東京都の養成講座を5日間(3 0時間)、区で研修4日間(25時間)行う。その後、日常生活自立支援事業の生活支援員を1年以 上行う。
- 〇今年度60歳~65歳(男性2名、女性3名)※損害保険については東京都で入る。
- 〇社会貢献型後見人による財産管理については、墨田区社協の金庫において通帳等を保管していく予 定。身上監護面については身体状況の低下等が原因による施設入所についても社協が助言するなど 関与が必要であると考えており、施設入所契約書等も監督人として墨田区社協が確認を行う。
- 〇社会貢献型後見人へのフォローとしては、(専門相談と同様の)弁護士と社協間で顧問契約をし、随時相談できる体制を確保している。
- 3. 法人後見への取組みの効果、良かった点は?
- 〇現在の所、取組みを行う予定はなし。墨田区は後見監督事業に徹する。
- 4. 今後の事業展開は?
- 〇墨田区社協は法人後見監督事業に徹する。市民後見人を多く養成し、その課程の中で日常生活自立 支援事業の生活支援員も市民に従事してもらう。

~調査担当者からの一口メモ~

墨田区と言えば、今はやっぱり東京スカイツリー。観光気分で東京スカイツリーを横目に見ながらの事務所への訪問でした。墨田区社協さんでは、成年後見制度への取組みについては、市民後見人(=社会貢献型後見人)の養成・監督を中心に取組まれるとのことで、今年度から養成を開始する岸和田市としても参考となる内容でした。豊島区社協さんでも感じたのですが、行政からの財政的支援がしっかりしているなと。岸和田市でも事業の安定継続を行うための方策を色々考える必要性を感じました。

三重県 伊賀市

I. 基本情報

1. 社協名: 伊賀市社会福祉協議会

2. 人口: 99, 398 人 (平成23年11月18日現在)

3. 日常生活自立支援事業利用者数: 158名(平成23年10月1日現在)

認知症高齢者 34名、知的障がい者 46名、精神障がい者 65名、その他 13名

- 4. 日常生活自立支援事業の待機者数: 0名(平成23年10月1日現在)
- 〇相談があれば即、対応をするという形をとっている。
- 〇県社協からの委託による基幹型。契約締結能力に疑義がない場合には、事業利用の決定は伊賀市が行っており、県へは随時報告する形を取っている。
- 〇権利擁護事業は、専門員3人、サポートセンター担当、課長兼係長、事務補助各1人の計6人 で担当している。
- 5. 法人後見受任者数: 9名(事業開始 平成16年12月3日)

認知症高齢者 2名 類型(後見(終了2)名、保佐 0名、補助 0名)

知的障がい者 4名 類型(後見 0名、保佐 3名、補助 0名、保佐監督1名)

精神障がい者 3名 類型(後見1(終了1)名、保佐 0名、補助 1名)

Ⅱ. 体制・予算

1. 職員の役割・体制(資格、兼務の状況など)は?

担当 2名(常勤(兼務) 2名、非常勤 O名) 社会福祉士 2名、精神保健福祉士 1名、介護支援専門員 1名、社会福祉主事 O名

2. 行政との関係、行政からの補助金や運営費の有無、金額は?

有り(委託費 ・ 補助金 9,000,000円) 伊賀地域後見サポートセンターは、伊賀市・名張市を担当。 3. 受任審査会等の機能と役割はどのようになっているのか?

運営委員会・受任審査会の有無(有・無)

〇伊賀地域福祉後見サポートセンター運営委員会(H18年より伊賀市・名張市の2市が伊賀市 社協に事業委託)

構成員 (弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、民生委員、行政担当者、社協担当)

開催頻度(理事会年1回、運営委員会年4回)

※成年後見制度の利用を支援する活動を行う。

〇法人後見事業運営委員会

構成員(社協局長、次長、部長、担当部副部長)

開催頻度(随時、受任依頼ごとに開催)

Ⅲ. 日常生活自立支援事業等との関連性

- 4. 日常生活自立支援事業からの移行についての考え方(岸和田市社協との比較)は? また、日常 生活自立支援事業と法人後見(市民後見)の棲み分けは?
- 〇日常生活自立支援事業からの移行については、福祉後見サポートセンターが主となって支援。 必ずしも法人後見へ移行していない。後見人候補者等を含めて支援していく体制を取っている。
- 〇市長申立ては名張市で6件、伊賀市で年2件(平成22年度)
- 2. 社協の他事業との連携・関連性は?
- ○内部連携の支障はハード面ではなく、職員の資質や意識の問題だと考えている。合併により急に 職員が増えたので、相互に理解していく取り組みが必要と考えている。
- 〇地域包括支援センター業務は市直営で行っている(虐待対応を含む)
- 3. 地域の関係機関との連携の在り方は?
- ○関係機関(包括、障害)への周知は済んでおり、相談もある。一部の施設からは研修(家族向け、 専門職向け)の講師派遣依頼があり、対応している。その中で事例検討会を開催しており、事例 は施設から提供してもらっている。
- 4. 地域福祉(活動)計画との関連性は?
- 2次計画に位置付けている(いる・いない)
- 〇地域福祉活動計画の2次計画(平成23~27年)のなかで、権利擁護事業の推進、成年後見制度(福祉後見)の充実等が社協へ位置づけられているが、今後行政との連携強化が課題である。

Ⅳ. その他取組み状況

- 1. 法人後見等の権利擁護分野についての広報・啓発の仕掛け(講演会やセミナー)をどのように行っているか?
- ○伊賀地域後見サポートセンターが積極的に研修を行っている。
- ○親族後見人講座は相談があった人等に声をかけて行っている。

2. 市民後見人養成の取組み状況は?

- 〇福祉後見人養成研修は、生活支援員養成研修4日・福祉後見人養成研修3日、合計7日間の養成 研修を行っている。平成18年から実施。(大阪市と同時期)報酬については無報酬が前提であ ることについて口頭で説明しているが、受講者からは特に意見はない。
- ○落ち着いたケース (法的トラブルのない場合)等で、専門職後見人から市民後見人への移行を 検討。
- 〇平成18年度からの受講者はのべ197名。
- 3. 法人後見への取組みの効果、良かった点は?
- 〇市民後見の監督人を1件受任しており、市民後見人(福祉後見人)の活動を支援していく。助言・ 同行訪問など積極的に対応していく予定。
- 〇受任件数が増加傾向にあり、ケースによっては専門職後見から、市民後見への移行も検討してい きたい。
- 〇日常生活自立支援事業からの移行は少ない。法人後見の考え方としては、積極的に受任するのではなく他に受任する人がなく利益相反がない場合、家庭裁判所より就任依頼があったものに限り 受任している。進んで後見人等候補者となることはしていない。サポートセンターの機能を優先 して活動することにおり、コーディネートの役割を担っていきたい。

4. 今後の事業展開は?

- 〇サポートセンターの充実。
- ○役所や関連機関との連携強化
- 〇社協職員のキャリアアップ

〇補足

- ・伊賀市社協では「地域福祉あんしん保証推進プロジェクト」に取り組んでいる。
- ・平成19年・20年度から地域全体のこととして考え、取り組んでいる。
- ・保証が本当に必要なのはどんな場面なのかきちんと整理、それらの場面への具体的な対応を計画的に行っていくことで、保証を求める側の人々の不安を解消しつつ、ご本人らしい生活を目指して「地域福祉あんしん保証事業」を推進していく。(社協が保証人になることは目指していない)
- ・仕組みづくりや保証機能のあり方について検討している「地域福祉あんしん保証プロジェクト」 のひとつとして、「地域福祉あんしん保証事業」を考えている。

~調査担当者からの一口メモ~

伊賀と聞いて思いつくのは「忍者」。岸和田市と同じく「だんぢり会館」なるものもあり、歴史と伝統を感じる町でした。

社会福祉協議会が持つ役割のひとつである「コーディネート」という機能を大切にしながら、 権利擁護に関する事業を推進されておられ、「社協らしさ」というものを学ばせていただきました。

兵庫県 西宮市

I. 基本情報

1. 社協名: 西宮市社会福祉協議会

2. 人口: 483. 846人 (平成23年11月25日現在)

3. 日常生活自立支援事業利用者数: 33名(平成23年11月1日現在)

認知症高齢者 23名、知的障がい者 6名、精神障がい者 3名、その他 1名 〇利用対象者は在宅に限り、概ね3ヶ月以上入院になれば、親族等に連絡。親族等がいなければ成年 後見制度の利用を検討。

- 4. 日常生活自立支援事業の待機者数: 5名(平成23年11月20日現在) 契約準備中
- 5. 法人後見受任者数(事業開始 平成23年4月25日 NPO法人PASネットと協働受託)

認知症高齢者	0名 類型(後見	O名、保佐 O名、補助	0名)
知的障がい者	O名 類型(後見	O名、保佐 O名、補助	0名)
精神障がい者	1名 類型(後見	O名、保佐 1名、補助	0名)

〇現在1名精神障がい者の申立手続き中。認知症高齢者1名法人後見受任判定チーム会議に諮る予定。

Ⅱ. 体制・予算

- 1. 職員の役割・体制(資格、兼務の状況など)は?
- ①市委託事業としての権利擁護支援センター体制(NPO法人PASネットと協働受託)
 - 〇市社協 3名(正規2名、嘱託1名)

社会福祉士 1名、精神保健福祉士 1名、介護支援専門員 1名、社会福祉主事 2名

〇PASネット 3名(予算上法人後見担当 嘱託職員1.5人分)

社会福祉士 2名、精神保健福祉士1名

②市社協組織として権利擁護支援センターグループ

(権利擁護支援センターグループ+福祉サービス利用援助チーム)

〇福祉サービス利用援助チーム 専門員 1名(正規職員)

生活支援員 3名(非常勤)週3日、時給1,100円(賞与2回) (権利擁護支援センターチーム長1名センターと兼務)

2. 行政との関係、行政からの補助金や運営費の有無、金額は?

- | 有り | 権利擁護支援センター 委託費 22,780,000円 | 福祉サービス利用援助事業 補助金 7,074,000円
- 3. 受任調査会等の機能と役割はどのようになっているのか?

運営委員会・受任審査会の有無(有・無)

〇運営委員会

構成員(医師、弁護士、司法書士、学識経験者、地域自立支援協議会、手をつなぐ育成会、認知症介護者の会、精神障害者家族の会、地域包括支援センター、PASネット理事長、社協事務局) 開催頻度(年3回)

内容:権利擁護支援センター運営状況の報告(連携の問題点等及び専門相談の報告、法人後見については件数の報告)

○法人後見受任判定チーム会議(検討ケースがあれば随時)

構成員(運営委員会正副委員長、市高齢福祉課長、市障害福祉課長、PAS理事長)

〇権利擁護支援センターが案件を挙げ、PASネットが受託する。

Ⅲ. 日常生活自立支援事業等との関連性

- 1. 日常生活自立支援事業からの移行についての考え方(岸和田市社協との比較)は? また、日常生活自立支援事業と法人後見(市民後見)の棲み分けは?
- 〇日常生活自立支援事業の契約者の判断能力低下による法人後見受任への移行は、第一義的には考えていない(多問題家族等ケースの困難性で第三者後見人等が困難な場合に受任を検討)。兵庫県は日常生活自立支援事業の利用者を在宅に限るとしているため、施設入所時(グループホーム、ケアホームは除く)に解約を行う。親族及び財産も無く、施設入居を余儀なくされる場合は、市と協議し市長申立で成年後見制度利用支援事業を利用し、第三者後見人等として専門職が受任するケースが出てきている。日常生活自立支援事業契約者に限らず成年後見制度の利用が必要になる場合でも、第三者後見人等が可能な場合は法人後見の受任はしない。
- 2. 社協の他事業との連携・関連性は?
- 〇小地域福祉活動
- 権利擁護を理解する為の土壌づくり
- ・小地域福祉活動と連動した権利擁護支援ニーズへの早期発見等の対応とネットワークづくり
- ・福祉学習やふれあい交流事業の推進、認知症サポーター養成講座等の開催を通して、当事者を理解 し、サポートする多様な人材の発掘・育成
- ○市社協が実施する関連事業(相談支援機能・生活支援機能との一体的運営)
- ・福祉サービス利用援助事業や障害者生活相談·支援センターのまネット西宮(障害者相談支援事業) 等の権利擁護支援ニーズの対応には、権利擁護支援センターと一体的に権利擁護支援機能を発揮し ていく。
- 3. 地域の関係機関との連携の在り方は?

- ○虐待など困難ケースの問題解決・ニーズ充足を支援するに時には、各関係機関が問題・情報を共有する。責任の範囲を確認し、その解決方法等の決定事項を役割分担しながら支援チームとして取り組んでいくためのコーディネート及び支援計画の進捗管理をセンターが行っていく。
- 4. 地域福祉(活動)計画との関連性は?

計画に位置付けている(いる・いない)

Ⅳ. その他取組み状況

- 1. 法人後見等の権利擁護分野についての広報・啓発の仕掛け(講演会やセミナー)をどのように行っているか?
- 〇今年度権利擁護支援センターが設置されてからは、権利擁護という概念やセンター機能や役割を、 民児会、ケアマネジャー協会、社協支部·分区での研修会等に職員派遣を行い説明している。
- 〇全地域包括支援センターを訪問し、当センターの機能·役割等を説明し広報するとともに各地域包 括支援センターが抱えている困難ケースの事例検討を行った。
- 〇地域自立支援協議会のフォーラムで、センター機能や実施状況などを報告するとともに、定期的に 開催される権利擁護部会に参加しその都度センターの機能・役割を説明している。
- ○障害者の相談支援を行う事業所の定期的に開催される連絡会に参加し広報している。
- 〇月4回の権利擁護専門相談(予約制)の実施等により、関係機関を含め虐待、債務、成年後見制度 の対応を行っている。
- 2. 市民後見人養成の取組み状況は?
- 〇平成23年度 国庫補助事業「市民後見推進事業」を西宮市からPASネットが受託しセンターと して実施。
- 〇市民後見人の活用に関する検討委員会を設置。(先進地の視察を含め7回実施予定)
- 構成員:7名(学識経験者、弁護士、司法書士、地域自立支援協議会、地域包括支援センター、権利 擁護支援センター、PASネット理事長)
- 内容:成年後見制度の現状における市民後見の役割、市民後見人養成研修のあり方と活用の現状と課題等。
- 〇権利擁護支援者養成研修の実施(平成23年11月~平成24年3月 月2回 午前10時から 午後3時50分 計10回) 参加者44名 平均年齢56.2歳
- 3. 法人後見への取組みの効果、良かった点は?
- ○権利擁護専門相談(法律職と福祉職)などを通して、支援困難ケースなど財産管理、身上監護の両面での支援が必要なケースについて、法律職の後見人等の受任だけでなく、複数後見として法人後見機能を効果的に提供するとともに、法律職が安心して受任する動機づけにもなっていとなる。
- 4. 今後の事業展開は?
- ○関係機関等から虐待等の困難ケースの相談が増加傾向にある中、権利擁護支援センターは、役割分担の明確化、対応方針等の支援の方向性を示す助言と支援の調整者であり、原則的には関係機関への伴走的支援を行っていく。

- 〇権利擁護専門相談での法律職への成年後見制度の申立事務、成年後見人等の受任などについては、 現在相談者の希望があれば相談担当の法律職個人に依頼しているが、依頼ケースによっては相談担 当法律職では難しい場合もあるので、現在依頼している法律職(司法書士、弁護士)に組織的に対 応してもらえるよう調整を図るとともに、身上監護でも対応が難しい状況にあるものには複数後見 人として法人後見も検討していく。
- 〇社協の地区組織でも権利擁護への理解を深め、小地域福祉活動の展開の中で、地域での支援ネット ワーク形成を目指し地域福祉課等との連携を強化していく。

~調査担当者からの一口メモ~

西宮市社協は同市にあるNPO法人PASネットとともに、権利擁護センターを運営していることが特徴で、以前、岸和田市社協で開催している権利擁護セミナーでPASネットから講師派遣していただき、その取組みに以前から興味があった社協の一つでした。

そして、PASネットだけでなく、阪神間の他の社協や法律専門職とも積極的に連携を図っているのが印象的でした。社協のみで新たな事業を行うのではなく、各関係機関と協働することによって、事業を推進していくことは大変参考になりました。

兵庫県 神戸市

I. 基本情報

1. 社協名: 神戸市社会福祉協議会

2. 人口: 1, 545, 420人(平成23年9月1日現在)

3. 日常生活自立支援事業利用者数: 476名(平成23年8月31日現在)

認知症高齢者 385名、知的障がい者 29名、精神障がい者 62名

4. 日常生活自立支援事業の待機者数: 57名(平成23年11月22日現在)

5. 法人後見受任者数(事業開始 平成13年10月~) 16名(法定後見) 〇現在の利用者は16名であるが法人後見開始時からの累計は50件。新規の受任は停止中

認知症高齢者 16名 類型(後見 10名、保佐 1名、補助 5名)

知的障がい者 の名 類型(後見 の名、保佐 の名、補助 の名)

精神障がい者 0名 類型(後見 0名、保佐 0名、補助 0名)

任意後見契約 13名(13名うち監督人選任済み2名)※新規の受任は停止中

Ⅱ. 体制・予算

1. 職員の役割・体制(資格、兼務の状況など)は?

こうべ安心サポートセンター職員

相談課 7名(常勤2名、非常勤5名)事業推進課 11名(常勤11名、非常勤0名) 後見担当課(神戸市成年後見支援センター) 4名(常勤 4名、非常勤 0名) 〇専門員 7名、出納員 3名、 生活支援員登録者 93名

社会福祉士 6名、精神保健福祉士 1名、介護支援専門員 2名、社会福祉主事 3名

2. 行政との関係、行政からの補助金や運営費の有無、金額は?

有り(委託費 23,086,000円)

3. 受任調査会等の機能と役割はどのようになっているのか?

運営委員会・受任審査会の有無(有・無)

〇法人後見無し、市民後見有り

〇市民後見部会(年3~4回)

構成員 (弁護士、司法書士、社会福祉士、医師)

内容:神戸市成年後見支援センターの運営方針等

〇成年後見判定部会(月1回)(弁護士、精神科医師、福祉関係者)

内容:案件に対し市長申立てが必要かどうか検討を行う。(市長申立ては右肩上がりで今年度現在

35件)

〇受任調整会議(月1回)

内容:市長申立ての案件と同時開催。市民後見人で対応可能か検討を行う。

Ⅲ. 日常生活自立支援事業等との関連性

1. 日常生活自立支援事業からの移行についての考え方(岸和田市社協との比較)は? また、日常生活自立支援事業と法人後見(市民後見)の棲み分けは?

- 〇日常的金銭管理サービスや貸金庫サービスでは対応できない財産管理や身上監護に関する課題が 生じた場合には、日常生活自立支援事業の担当と成年後見支援センターの担当が一緒に訪問し、制 度を説明しながら権利擁護に関するニーズや本人の意向等を把握するよう努めている。
- 〇相談段階でも必要に応じて同行訪問を行い、本人の状況やニーズの把握に努めている。複雑な課題を抱えるケースについては、権利擁護相談で弁護士・司法書士等による専門相談を勧めることもある。
- 〇任意後見契約者に対し日常的金銭管理サービスを提供しているケース、資力がなく支援が長期にわたる日常的金銭管理サービス利用者が法人後見に移行するケースがある。
- 2. 社協の他事業との連携・関連性は?
- 〇社協の他事業との連携は比較的薄いが、生活支援員養成講座の受講生の募集時には、関係者への案内などの協力を要請している。日常生活自立支援事業の利用者について、施設入所相談センターと連携して市長申立につないだケースがあった。
- 3. 地域の関係機関との連携の在り方は?
- ○各地域包括や地区民児協に成年後見制度の説明を行う他、ケアマネジャーからの相談が多い為、成 年後見支援センターのPRを行っている。
- 4. 地域福祉(活動)計画との関連性は?

計画に位置付けている (いる・いない)→法人後見事業

〇市民後見については、「神戸市社会福祉協議会中期活動計画2015」に位置づけている。

Ⅳ. その他取組み状況

1. 法人後見等の権利擁護分野についての広報・啓発の仕掛け(講演会やセミナー)をどのように行っているか?

- 〇一般市民、支援者を対象に成年後見普及啓発事業(委託)として、毎年成年後見基礎セミナーを開催。その他に、事例検討会、成年後見制度活用サポートブックの作成を行っている。
- 〇月4回の専門相談:弁護士、社会福祉士ペア(第1週、第3週)及び司法書士、社会福祉士ペア(第2週、第4週)による無料相談(予約制)を実施している。平成23年1月~10月の実績は、21回で34件の相談があった。

2. 市民後見人養成の取組み状況は?

〇神戸市成年後見支援センターが平成23年1月にオープンし、2月に市民後見人養成研修の広報を行う。3月2日にオリエンテーションを行い、市民後見人の役割や職務等の説明を行い、実際に活動していただける方を対象に養成研修を受講していただく。基礎研修30時間(6日間)、実務研修30時間(6日間)。研修修了後、市民後見人候補者として登録した者を対象に、10月から平成24年1月まで受任前研修(現場実習)を、弁護士会、社会福祉士会、後見センター(法人後見)にて月1回ずつ(3クール)行い、23年度中の後見活動開始を目指す。併せて、月1回程度登録者交流会も実施していく。

平成23年10月現在の登録者35名(第1期生)

性 別 男性17名 女性18名

年代別 60代:25名(男性:15名 女性:10名)

50代: 8名(男性: 2名 女性: 6名)

40代: 2名(男性: 0名 女性: 2名)

平均年齢 61.7歳 最年少47歳 最年長69歳

3. 法人後見への取組みの効果、良かった点は?

○成年後見制度についての説明等の依頼が多く、専門職以外にも市民の方を含め地域における取組や 関心が高まっている。また、成年後見支援センターの周知が広まったことにより、ケアマネジャー を含め、成年後見制度の理解が少しずつ深まってきているように思う。

4. 今後の事業展開は?

〇市民後見人の養成から受任、活動に対する継続的な支援を行い、市民後見人の活動を推進していきたい。そして、法人後見の新規受任を再開する為に、法人後見で安定しているケースを市民後見人に積極的に移行していきたい。

~調査担当者からの一口メモ~

今回視察に伺う社協の中で、最も人口が多いのが、神戸市社協でした。神戸市社協は平成13年から法人後見を事業化されており、市民後見人養成、日常生活自立支援事業を合わせた権利擁護支援の在り方は、今後の岸和田市社協の体制を考えるにあたり、とても参考になりました。

特に、この人口規模でありながら、神戸市成年後見支援センターが関係機関に周知されており、 スムーズな支援に結びついているのだと感じました。

愛媛県 松山市

I. 基本情報

1. 社協名: 松山市社会福祉協議会

2. 人口: 515, 696 人(平成23年11月1日現在)

3. 日常生活自立支援事業利用者数: 82名(平成23年11月1日現在)

認知症高齢者 11名、知的障がい者 16名、精神障がい者 48名

その他

7名(高次脳機能障害や複数の障害を抱えている方)

○精神障がい者の利用者が多くなっているのは、精神病院からの退院時に相談が入ること等が多くな っている。

- 4. 日常生活自立支援事業の待機者数:3名(平成23年11月1日現在)※契約準備中
- 5. 法人後見受任者数事業開始 (平成16年10月1日) ※平成23年11月1日現在
- 〇現在、法人区御件の受任21件中、11件が市長申立て案件である。日常生活自立支援事業から成 年後見制度への移行は累計3名で、うち2名を法人後見で受任している。

認知症高齢者	7名 類型(後見	6名、保佐 1名、補助	0名)
知的障がい者	7名 類型(後見	7名、保佐 0名、補助	0名)
精神障がい者	5名 類型(後見	5名、保佐 0名、補助	0名)
その他	2名 類型(後見	2名、保佐 0名、補助	0名)

Ⅱ. 体制・予算

1. 職員の役割・体制(資格、兼務の状況など)は?

3名(常勤 3名、非常勤 0名) 担当

社会福祉士 2名、精神保健福祉士 0名、介護支援専門員 0名、社会福祉主事 1名

- 〇上記3名は法人後見事業及び福祉サービス利用支援事業を兼務。人件費については、市からの委託 費・補助金収入で賄っている。
- ○法人後見にかかわる訪問などの支援については、上記3名で対応している。

2. 行政との関係、行政からの補助金や運営費の有無、金額は?

なし (委託費・補助金

円)

- ○報酬については、被後見人等の資産より受領している。
- 〇成年後見制度の市長申立てについては、行政の各担当課(障害区分)が対応している。行政で後見制度の検討委員会がある。
- 3. 受任調査会等の機能と役割はどのようになっているのか?

運営委員会・受任審査会の有無(有 ・ 無) ※受任審査会のみ

構成員 (弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、民生委員、行政担当者、社協役員)

開催頻度(家庭裁判所からの受任依頼ごとに開催)

- 〇昨年度5回実施
- ○家庭裁判所からの依頼によって受任審査会を開催し、受任の可否を決定している。
- 〇現在は、受任についての検討のみを行っているので、法人後見事業そのものの運営について検討で きる運営委員会も設置が課題となっている。

Ⅲ. 日常生活自立支援事業等との関連性

- 1. 日常生活自立支援事業からの移行についての考え方(岸和田市社協との比較)は? また、日常生活自立支援事業と法人後見(市民後見)の棲み分けは?
- 〇専門職の評価により、判断能力の低下等日常生活自立支援事業での受入れが出来ないケースは、後 見事業の申立てを進めている。但し、後見業務の必要性を見極めることで、暫くは判断能力の低下 が著しい場合でも日常生活自立支援事業を継続しているケースもある。
- 〇判断能力が低下した人への支援については基本的には日常生活自立支援事業を支援の中心にして いる。
- 〇日常生活自立支援事業の利用者で判断能力の低下等に伴う成年後見制度への移行については、明確 な必要性(代理権の行使等)が出た場合に移行を検討していくこととなる。
- 2. 社協の他事業との連携・関連性は?
- 〇日常生活自立支援事業の相談も含め、専門職や病院・施設等からの相談依頼が多く、地区社協や地 区民協との連携が必要と考えられるケースは現在あまりない。
- ○今後の地区社協や地区民協との連携が課題となっている。
- 3. 地域の関係機関との連携の在り方は?
- 〇地域包括支援センターからの相談依頼が比較的多いと思われる。支援経過の中でかかわりを持つようにしている
- 4. 地域福祉(活動)計画との関連性は?

計画に位置付けている(いる・いない)

〇法人後見については、地域福祉活動計画において、継続・拡充していくことを目標としている。

Ⅳ. その他取組み状況

- 1. 法人後見等の権利擁護分野についての広報・啓発の仕掛け(講演会やセミナー)をどのように行っているか?
- 〇地域包括支援センターや各種障がい団体、地区民協・社協が実施している地域住民向けの勉強会で、 法人後見等の権利擁護分野についての講義を行っている。※現在は、依頼があった場合に講演等を 行っている。今後は、計画的に広報・啓発出来ればと考えている。
- 2. 市民後見人養成の取組み状況は?
- 〇平成23年10月1日より松山市からの受託を受け、市民後見人養成講座詳細を検討中。
- 〇検討委員会には、学識経験者、専門職、当事者団体、地域関係者等から選出している。
- 3. 法人後見への取組みの効果、良かった点は?
- 〇後見業務の知識と専門性が向上でき、同時に家庭裁判所や後見業務を実施している弁護士、司法書士等の個人・団体のつながりが出来つつあるように思える。
- 4. 今後の事業展開は?
- 〇市民後見人養成講座の開講予定もあり、市民後見人が養成されることで法人後見の後見支援員、後 見センターの開設検討、松山市検討委員会が属している団体との連携による後見業務の拡大が見込 まれる。
- 〇今後日常生活自立支援事業のケースを増やしていくためには、生活支援員のスキルアップが必要。

~調査担当者からの一口メモ~

松山市と言えば「坊ちゃん」「道後温泉」のイメージが強く、まず松山市に視察に行くことが楽しみで…。松山市社協さんでは、法人後見受任の開始時期が早く、受任件数も多いといった状況、また、市民後見人の養成を今年度から開始予定と伺い、岸和田市での取組みの参考とさせていただける部分がたくさんありました。似たような状況の部分もありましたので、今後も情報交換が出来れば有り難いです。

愛媛県 久万高原町

I. 基本情報

1. 社協名: 久万高原町社会福祉協議会

2. 人口: 10,044人

3. 日常生活自立支援事業利用者数: 6名(平成23年10月1日現在)

認知症高齢者 0名、知的障がい者 4名、精神障がい者 2名

○認知症高齢者が0名であるのは、偶然であり全てを法人後見で受けている訳ではない。

4. 日常生活自立支援事業の待機者数: 0名(平成23年10月1日現在)

5. 法人後見受任者数: 13名(事業開始 平成16年12月3日)

認知症高齢者 11名 類型(後見 11名、保佐 0名、補助 0名)

知的障がい者 0名 類型(後見 0名、保佐 0名、補助 0名)

精神障がい者 2名 類型(後見 2名、保佐 0名、補助 0名)

Ⅱ.体制・予算

1. 職員の役割・体制(資格、兼務の状況など)は?

担当 2名(常勤 2名、非常勤 0名)

社会福祉士 1名、精神保健福祉士 0名、介護支援専門員 0名、社会福祉主事 1名

2. 行政との関係、行政からの補助金や運営費の有無、金額は?

有り(委託費 ・ 補助金

円)、なし

〇行政との関係については非常に良好である。(担当課だけではなく、地域密接で関係各機関と連携 が取れている。)

○補助金、委託費、運営費についての交付金はなし。

3. 受任調査会等の機能と役割はどのようになっているのか?

運営委員会 (有・無)受任審査会の有無(有・無)

構成員 (弁護士・司法書士・社会福祉士・行政関係者・社協役員・学識経験者)

開催頻度(随時=新規受任ケースごとに)

Ⅲ. 日常生活自立支援事業等との関連性

- 5. 日常生活自立支援事業からの移行についての考え方(岸和田市社協との比較)は? また、 日常生活自立支援事業と法人後見(市民後見)の棲み分けは?
- 〇判断能力の低下に伴い移行 (これまでに2~3件移行実績あり)。支援を行う中で判断能力の低下 の状況や成年後見制度の必要性を検討。
- 〇判断能力が低下した場合は、日常生活自立支援事業で支援を継続するのではなく、成年後見制度への移行を積極的に進めている。(日常生活自立支援事業での支援を引っ張らない。)
- 〇成年後見制度の申立てまでの期間を日常生活自立支援事業で支援する場合はある。
- 〇行政担当者とともにケースカンファレンスを行い、成年後見制度への移行を含めた支援方法を決定 している。
- 〇人口規模から権利擁護センター設置までの必要なし。センター機能=社協という立場で担えている。(小さな町の特権=行政や福祉関係者等と顔の見える関係が築けている。)
- 2. 社協の他事業との連携・関連性は?
- ○「権利擁護=成年後見・日常生活自立支援事業」の関係は成り立っていない現状。地域での理解を 深めに福祉学習会の提供や地域づくり支援、講座の展開などを行い、積み上げにより権利擁護推進 を図っている。
- 〇今年度から行事などを通して、孤立予防やつながり作りのきっかけを推進。
- 〇行政等各関係機関とのネットワーク体制も構築されており、多職種連携によりクライエントの課題 解決を図っている。(行政とは顔の見える関係により連携支援が行いやすい。)
- 3. 地域の関係機関との連携の在り方は?
- 〇日頃の地域福祉推進活動もあり、関係は比較的良好な状態。今まで少しづつ事業展開してきた活動 の成果が表れつつある。まだまだ社協の知名度が低く、不十分な部分もある。
- 4. 地域福祉(活動)計画との関連性は?

計画に位置付けている(いる ・ いない)

○法人後見の充実を具体的に計画に位置付けている。

Ⅳ. その他取組み状況

- 1. 法人後見等の権利擁護分野についての広報・啓発の仕掛け(講演会やセミナー)をどのように行っているか?
- 〇「権利擁護」のキーワードを出した講演会等については出席率が少ない状況。
- 〇法人後見等の権利擁護分野についての広報・啓発の仕掛けの工夫としては、間接的に権利擁護を理解する仕組み展開。(例「生活・介護支援サポーター養成講座」「団塊世代の老い方・死に方・支え合い方セミナー」)
- 2. 市民後見人養成の取組み状況は?
- 〇現在のところ取り組み無し。(行政との要相談対応)

3. 法人後見への取組みの効果、良かった点は?

〇社協の一つのミッションとして必要性を実感。(DVD作成)社協の目指すところとつながってくると感じている。

4. 今後の事業展開は?

〇少しづつの事業展開で可。背伸びをせず、積み上げにより事業推進する。

○地域の閉じこもり予防・仲間づくり・生きがいづくり(最終に法人後見)

~調査担当者からの一口メモ~

久万高原町社協さんの法人後見の取組みについて作成されているDVDを観て、是非一度お話を聞きに行きたいなと思っていました。DVDでは、結構な山道を訪問で出かけられる職員さんの姿があり、視察に伺った際も道すがら「この道で合っているのか?」と不安になる場面も…。

お話を伺い、行政や各種関係機関との「顔の見える関係」や権利擁護の担い手として社協の存在感の大きさを羨ましく思いました。岸和田市でも負けないような取組みが出来ればと思います。

福井県 あわら市

I. 基本情報

1. 社協名: あわら市社会福祉協議会

2. 人口: 30. 305人(平成23年12月13日現在)

3. 日常生活自立支援事業利用者数: 15名(平成23年11月30日現在)

認知症高齢者 7名 、知的障がい者 8名、精神障がい者 0名

- 4. 日常生活自立支援事業の待機者数: 4名(平成23年11月30日現在)※契約準備中
- 〇虐待事案や独居や親族関係が希薄な方等、困難ケースが増えており、日常生活自立支援事業で どこまで対応できるのかが課題。
- ○社協が市内の特養経営することになり、これにより市内高齢者の 1/3 程度へ事業を提供している状態となっている。利益相反関係への配慮等が課題となっている。
- 5. 法人後見受任者数(事業開始:未実施)

認知症高齢者	0名	類型(後見	O名、保佐	O名、補助	0名)
知的障がい者	0名	類型(後見	O名、保佐	O名、補助	0名)
精神障がい者	0名	類型(後見	O名、保佐	O名、補助	0名)

Ⅱ. 体制・予算

1. 職員の役割・体制(資格、兼務の状況など)は?

担当 2名(常勤 2名、非常勤 名)

社会福祉士 2名、精神保健福祉士 0名、介護支援専門員 0名、社会福祉主事 2名 他の社協事業と兼務。

2. 行政との関係、行政からの補助金や運営費の有無、金額は?

|有り|(|委託費| 1,600,000円・|補助金| 7,000,000円)、なし

3. 受任調査会等の機能と役割はどのようになっているのか?

運営委員会・受任審査会の有無 (有 ・ 無)		
構成員 ()	
開催頻度()	

Ⅲ. 日常生活自立支援事業等との関連性

- 6. 日常生活自立支援事業からの移行についての考え方(岸和田市社協との比較)は? また、 日常生活自立支援事業と法人後見(市民後見)の棲み分けは?
- 〇日常生活自立支援事業からの移行については、法的な整備が必要。
- 〇法人後見·市民後見事業を実施した場合、どちらの事案で当該ケースを受任していくか等は未定。 今後、検討会の中で整理していく。まず、法人後見事業を開始して、法人後見事業の支援員とし て市民後見人の活動を行ってもらう等の考えがある。
- 2. 社協の他事業との連携・関連性は?
- 〇担当者が兼務している部分が多く連携、関連性は高い。規模が小さいので職種間での連携は出来 ている。
- 3. 地域の関係機関との連携の在り方は?
- 〇高齢部門では行政から、障害部門では事業所からの相談が多く連携ができている。
- 4. 地域福祉(活動)計画との関連性は?

計画に位置付けている(いる・いない)

〇市が地域福祉計画を策定中で、市の計画では明記される予定である。

Ⅳ. その他取組み状況

- 1. 法人後見等の権利擁護分野についての広報・啓発の仕掛け(講演会やセミナー)をどのように行っているか?
- 〇今までは行っていないが、今年度は実施する。
- 2. 市民後見人養成の取組み状況は?
- 〇講座は、前期と後期に分けて実施。前期は4回、後期は3回で40名が受講。市外の方も受講している。
- 〇講座終了後の市民後見人活動については、専門職含む検討委員会で協議していく。
- 3. 法人後見への取組みの効果、良かった点は?
- 〇法人後見未実施である。
- 4. 今後の事業展開は?

- 〇市民後見人活動の仕組みづくりについて検討する。
- ○法人後見の取組みを検討会で検討していく。
- 〇市民後見推進検討会構成員としては弁護士会、社会福祉士会、司法書士会、担当行政、家族会、 事業者、ケアマネの会、精神保健福祉士、事務局。
- ○親族後見人を支える仕組みづくりを検討したい。

~調査担当者からの一口メモ~

県は違っても、お隣りに位置する加賀市社協さんとの交流があると、担当の方からお聞きしました。 社会福祉協議会の横のつながりって「いいものだなぁ」としみじみ実感。「権利擁護」の取り組みに 関して情報を共有・交換しながら、事業を立ち上げていくことが可能であるということは、社協の 持っている強みのひとつであると感じます。

ところで、日本海の海の幸って、素晴らしいですね!!美味でした。

石川県 加賀市

I. 基本情報

1. 社協名: 加賀市社会福祉協議会

2. 人口: 72,584人 (平成23年12月13日現在)

3. 日常生活自立支援事業利用者数: 55名 (平成23年11月30日現在)

認知症高齢者 50名、知的障がい者 4名、精神障がい者 1名

- 4. 日常生活自立支援事業の待機者数: 5名(平成23年11月30日現在) 契約準備中 〇知的障がい者、精神障がい者の契約件数は少ないが、相談がないわけではない。昨年では知的障が い者で80件、精神障がい者で120件の相談があったが、自分で管理する気持ちが強い等契約 に至らないことが多い。
- 5. 法人後見受任者数(事業開始:実施未定)

認知症高齢者	0名 類型(後	見 0名、保佐 (O名、補助	0名)
知的障がい者	O名 類型(後	見 0名、保佐 (O名、補助	0名)
精神障がい者	0名 類型(後	見 0名、保佐 (〇名、補助	0名)

Ⅱ. 体制・予算

1. 職員の役割・体制(資格、兼務の状況など)は?

担当 2名(常勤 1名、非常勤 1名)

社会福祉士 1名、精神保健福祉士 1名、介護支援専門員 0名、社会福祉主事 1名 〇他の社協事業と兼務。

2. 行政との関係、行政からの補助金や運営費の有無、金額は?

有り(委託費・補助金 8,500,000円)

○県社協から日常生活自立支援事業補助金を受けている

3. 受任調査会等の機能と役割はどのようになっているのか?

運営委員会・受任審査会の有無 (有 ・ 無)		
構成員 ()	
開催頻度()	

Ⅲ. 日常生活自立支援事業等との関連性

- 1. 日常生活自立支援事業からの移行についての考え方(岸和田市社協との比較)は? また、日常生活自立支援事業と法人後見(市民後見)の棲み分けは?
- 〇日常生活自立支援事業からの移行については、判断能力の低下がみられる等の場合、成年後見制度 への移行が望ましいが、スムーズに行えていない。今後は、審議委員会を通して判断をもとに動く ように考えている。
- 〇生活保護受給率が県内でも高く、県外からの移住者が多い等の現状があり申立ての支援が必要である。 親族による申立てが難しい場合が多いようである。
- 2. 社協の他事業との連携・関連性は?
- 〇小地域ネットワークや見守りネットワーク事業との連携を重要視している。
- 〇日常の見守り活動のボランティアや民生委員、地区福祉委員の方に対し成年後見制度や日常生活自 立支援事業の研修をしている。
- 〇地域住民からの相談もあり、介護保険事業所との連携もスムーズ。
- 3. 地域の関係機関との連携の在り方は?
- ○地域包括支援センター、ケアマネジャー、障がい関係事業所を中心に連携できている。また、ケースを通じて会議や協議を行っている。今後は司法書士会、弁護士会や裁判所にも連携を持ちたいと 考えている。
- 4. 地域福祉(活動)計画との関連性は?

計画に位置付けている (いる・いない)

〇計画未策定

Ⅳ. その他取組み状況

- 1. 法人後見等の権利擁護分野についての広報・啓発の仕掛け(講演会やセミナー)をどのように行っているか?
- 〇成年後見制度に関する講演会は昨年と今年度と行っている。昨年度は市民向けの相談会を実施し、 今年度はケアマネジャーを対象に相談会を実施した。
- 2. 市民後見人養成の取組み状況は?

- 〇平成23年9月から開始、講座は、前期6日間、後期4日間の合計10日間。
- 〇平成23年度には、市民後見人養成研修を実施。住民40名参加あった。
- ○前期課程についてはサロンリーダー、傾聴ボランティア、市民後見人養成を兼ねた研修している。
- ○参加者はボランティア経験のある方や施設職員、男女比が男性4:女性6で60代の方が多い。
- 〇これまで社協が企画する講座はすべて無料であったので、あえて参加費を徴収。前期は無料で、後期は参加費を徴収し開講した。(1人あたり3千円)
- 〇担当講師については、出来るだけ地元で調整し、法律関係の専門職等は遠方で調整した。
- 〇講座終了後、希望者には登録してもらう。当面、日常生活自立支援事業支援員として活動してもら う予定。
- 3. 法人後見への取組みの効果、良かった点は?
- 〇現在、司法書士会、社会福祉士会、病院相談員、家族会、精神保健福祉士、施設管理者、地域包括、 行政、事務局の参加により検討委員会を実施している。
- ○加賀市における権利擁護の仕組みの検討や課題を整理している。
- 4. 今後の事業展開は?
- ○法人後見事業の開始を目指す。
- 〇市民後見人養成研修の修了生には、日常生活自立支援事業の支援員として活動してもらう予定。
- ○今後、市民後見人活動のバックアップ体制等の仕組みづくりを検討していく。

~調査担当者からの一口メモ~

温泉あり、海の幸あり、華やかな観光地をイメージする加賀市。しかし、生活保護受給率が県内でも高い水準であることをお聞きし、岸和田市との共通点があることに親近感を持ちました。さまざまな生活課題を抱える方と向き合い、日々、支援されている姿に、自分が関わらせていただいているケースのことを思い出したりして、インタビュー中もとっても親近感を感じました。(一方的にですが…)

地域の方が、少しでも安心して生活することができるよう、私たちができる支援をひとつずつ 積み重ねていこうと、何だか初心を思い出すことができました。

視察調査結果2(テーマ別)

①「日常生活自立支援事業の支援体制について」(生活支援員数や事業実施体制など)

(伊丹市)

- 〇福祉サービス利用援助事業生活支援員6名(非常勤)、雇用契約あり、1日1~2件の訪問を行う。 民生委員等が従事している。
- 〇兵庫県では、入院や施設入所になると、日常生活自立支援事業は解約となる。平成23年度より、 伊丹市社協独自で対応できるようにした。

(豊島区)

〇生活支援員17名(H23年度5名追加)※社会貢献型後見人研修修了者。訪問1回、2,500円。

(墨田区)

- 〇生活支援員は現在10名であり、1人4ケースを担当している。時給は920円。
- ○登録型の生活支援員であるため、訪問後専門員との情報共有がしにくい現状がある。

(伊賀市)

○支援員は養成研修受講者が生活支援員として登録し、適性やエリアを考慮してマッチングを行っている。ほぼ毎年養成研修を行っているが、平成23年度は生活支援員登録者に余裕があるため養成研修は開催していない。生活支援員の業務は、本所または支所に出勤し、出金を行い本人と面会後、通帳・印鑑を本所または支所に返却している。

(西宮市)

- 〇日常生活自立支援事業の利用対象者は在宅に限り、概ね3ヶ月以上入院になれば、親族等に連絡。 親族等がいなければ成年後見制度の利用を検討。
- 〇生活支援員は3名(非常勤)で、週3回、9時~15時までの勤務時間となる。時給については、 1,100円である。(賞与2回有)現在の利用者の訪問回数については週1回が10名程、月2回が 20名程、月1回が3~4名(入院等)である。通帳を預かっていない利用者が多く、金額を訪問先で 決めて同行もしくは委任状で出金を行う為、1件につき1時間~2時間の訪問時間がかかる。

(神戸市)

〇生活支援員は93名。時給800円である。あんしんサポートの利用者は平成23年8月より、在宅に限る者とし、現在の契約者で身体的な低下等により病院、施設入所(グループホーム、ケアホームは除く)が必要になった場合は病院、施設による管理に移行し解約となる。

(松山市)

- 〇日常生活自立支援事業の支援は、入院・入所者の支援は行わないこととなっている。
- 〇日常生活自立支援事業の生活支援員の数は16名で、実働は13名。活動は基本的に午前中として いる

(久万高原町)

○1名の生活支援員で対応している。時給は1,000円(生活保護以外)。各支所でケースが出た場合対応出来るように、各支所に生活支援員を配置しているが、生活環境が整っている本所付近に利用者が多くなっている。入院・入所の場合で必要のない場合は、支援の必要性に応じて解約する場合もある。

(あらわ市)

- 〇平成20年度から基幹型となり相談や契約まで受けている。
- ○支援員登録者は9名、養成研修終了者で年代は40~60歳がほとんどである。
- ○雇用契約あり、時給制アルバイト。
- ○支援員養成研修の内容としてはコミュニケーション理解などが中心で、年2回実施している。

(加賀市)

- 〇石川県の場合、6ヶ所のエリアに分かれている。加賀市契約件数増加により県との話合いの結果、平成 19年度から基幹型社協を受けることになった。
- ○平成19年から基幹型として事業を実施することになり件数も増え毎年10件程増加傾向にある。

②「日常生活自立支援事業と成年後見制度との関連性」(移行の考え方など)

(伊丹市)

- 〇判断能力が低下した時点で、早めに成年後見制度へ移行できるように支援している。必要があれば、 市へ相談し連携して対応。移行に関するマニュアルはない。
- 〇福祉サービス利用支援事業が、成年後見制度までのつなぎの役割を担っている。本人申立てへの支援も多く、支援実績が上がっている。
- 〇成年後見制度に移行した時点で、福祉サービス利用支援事業は基本的に解約。例外に遠方の親族や 弁護士、司法書士が後見人の場合は契約継続する場合もあり。

(南富良野町)

- 〇日常生活自立支援事業からの移行については、ケースバイケース。判断能力の面だけでは区別しにくいところがある。基本的には、①相続や財産処分、契約行為等の代理権行使が必要になった場合、悪質商法被害等で取消権行使が必要になった場合、②本人の財産が多い、③若年の障がい者の方、が成年後見制度への移行のめやすとしている。法人後見事業については、受任調整会議にてケースごとの判断。
- ○移行のタイミングについては、一定のマニュアル作成が必要ではないかとの意見がある。
- 〇法人後見、また、市民後見とも、質の向上により、本人の最大限の幸福を追求できるもののひとつの受け皿としてあるべき。

(豊島区)

- 〇日常生活自立支援事業の利用者であった方が判断能力の低下で法人後見として社協が受任した場合 は日常生活自立支援事業で担当していた生活支援員が後見支援員となり支援を継続する場合もある。 (**墨田区**)
- 〇墨田区社協では法人後見を行わず、後見監督に徹する方針。社会貢献型後見人(=市民後見人)を 候補者とするケースは基本的に日常生活自立支援事業契約者と想定している。日常生活自立支援事 業契約者の中で、判断能力の低下や施設入所が必要になった際は区社協から三士会(弁護士会、司 法書士会、社会福祉士会)に受任依頼を行う。今後は、施設入所等で落ち着いているケースや専門 職後見で安定しているケースを社会貢献型後見人につなぐ方針。ただし、社会貢献型後見人候補者 の人数が増えれば対象ケースを拡大していく。

(伊賀市)

〇日常生活自立支援事業からの移行については、福祉後見サポートセンターが主となって支援。必ず しも法人後見へ移行していない。後見人候補者等を含めて支援していく体制を取っている。

(西宮区)

〇親族及び財産も無く、施設入居を余儀なくされる場合は、市と協議し市長申立で成年後見制度利用 支援事業を利用し、専門職後見人など第三者に後見人受任するケースが出てきている。日常生活自 立支援事業契約者に限らず成年後見制度の利用が必要になる場合でも、第三者後見人等が可能な場 合は法人後見の受任はしない。

(神戸市)

- 〇日常的金銭管理サービスや貸金庫サービスでは対応できない財産管理や身上監護に関する課題が生 じた場合には、日常生活自立支援事業の担当と成年後見支援センターの担当が一緒に訪問し、制度 を説明しながら権利擁護に関するニーズや本人の意向等を把握するよう努めている。
- 〇相談段階でも必要に応じて同行訪問を行い、本人の状況やニーズの把握に努めている。複雑な課題を抱えるケースについては、権利擁護相談で弁護士・司法書士等による専門相談を勧めることもある。

任意後見契約者に対し日常的金銭管理サービスを提供しているケース、資力がなく支援が長期にわたる日常的金銭管理サービス利用者が、法人後見に移行するケースがある。

(松山市)

- 〇判断能力が低下した人への支援については基本的には日常生活自立支援事業を支援の中心にしている。
- 〇判断能力の低下等に伴う成年後見制度への移行については、明確な必要性(代理権の行使等)が出 た場合に移行を検討していくこととなる。

(久万高原町)

- 〇判断能力が低下した場合は、日常生活自立支援事業で支援を継続するのではなく、成年後見制度への移行を積極的に進めている。(日常生活自立支援事業での支援を引っ張らない。)
- 〇行政担当者とともにケースカンファレンスを行い、成年後見制度への移行を含めた支援方法を決定している。

(あらわ市)

- 〇虐待事案や独居や親族関係が希薄な方等、困難ケースが増えており、日常生活自立支援事業でどこ まで対応できるのかが課題。
- 〇社協が市内の特養経営することになり、結果として市内高齢者の介護サービスニーズの 1/3 程度に 介護サービスを提供している状態となっている。利益相反関係への配慮等が課題となっている。

③「法人後見事業の取り組みについて」

(南富良野町)

- ○知的障害の件数が多いのは、知的障害者の施設が町内にあり、地域移行の事例があるためである。
- 〇日常生活自立支援事業や法人後見事業の利用により、ご本人の生活が見違えてくる。その様子を地域住

民が目の当たりにすることで、住民感情が向上。ご本人にとって住みやすい地域へと変わっていく。

- 〇社協が金銭管理し、少しづつでも返済していくことによって、代金や料金の滞納等の不良債権を、健全 な債権とすることができる。生活保護の廃止事例や税金の滞納が解消される等の効果もある。
- 〇生活サポートセンターの機能の充実により、権利擁護事業を通じて地域福祉の底上げが可能となった。 重層的な支援が可能となった。
- 〇権利擁護の相談窓口として存在感の高まり、社協が地域の総合相談窓口としての機能を果たし、社協の 地域での認知度が向上。

(豊島区)

〇日常生活自立支援事業利用者や区長申立で資産が無く、専門職後見人の活用が困難な方に、法人後見や社会貢献型後見人(=市民後見人)を付けることが可能となった。しかし、社協が全てのケースの後見人、後見監督人として役割を担っていけるのかは課題の1つである。また、社会貢献型後見人が報酬をもらうことが困難であるケースが多いため後見監督報酬もほとんど受ける事が困難な現状である。

(墨田区)

○墨田区社協では法人後見を行わず、法人後見監督に徹する方針。

(伊賀市)

○法人後見の考え方としては、積極的に受任するのではなく、他に受任する人がなく利益相反がない場合、家庭裁判所より就任依頼があったものに限り受任している。進んで後見人候補者となることはしていない。サポートセンターの機能を優先して活動することにおり、コーディネートの役割を担っていきたい。

(西宮市)

○「権利擁護支援者(第三者後見人を含む)」登録者(=市民後見人も含め権利擁護支援者人材バンク登録者)が、PASネットの法人後見の後見活動支援員として活動する場合は、PASネットと雇用契約を結び、後見活動時間について規定に基づき給与を支払う。法人後見業務を行うPASネットの報酬請求は、権利擁護支援センターの法人後見の受託事業の予算及び被後見人の財産状況等を総合的に勘案し事業委託元の市と協議し決定するので、必ずしも家庭裁判所に報酬請求をするものではない。

(神戸市)

〇一般市民、支援者を対象に成年後見普及啓発事業(委託)として、毎年成年後見基礎セミナーを開催。その他に、事例検討会、成年後見制度活用サポートブックの作成を行っている。

(松山市)

〇現在、法人後見人の受任21件中、11件が市長申立て案件である。日常生活自立支援事業から成 年後見制度への移行は累計3名で、うち2名を法人後見で受任している。

(久万高原町)

- ○久万高原町独自の報酬システム=久万高原町成年後見制度利用支援事業(実施要綱・要領より)
 - 被後見人などが在宅生活者:月額28,000円を限度
 - "施設入所等:月額18,000円を限度
- ★生活保護・無年金の方は、申請により上限額を町より社協へ交付される。(家庭裁判所への報酬付与の申立ては行わない。)

- ★資力の曖昧な方は、一度家庭裁判所に対し、報酬付与の申立てを行う。付与額が上記の上限月額を下回 る場合は、差額分を申請により町より社協へ交付される。
- ★家庭裁判所へ報酬付与申立てを行い、報酬付与決定額が上記条件を上回る場合は、そのままの額を受け 取る。
- ★在宅生活者の場合は月額28,000円/月、施設入所者等の場合は18,000円/月を社協の収入 として確保出来る仕組みを確立。
- 〇平成23年度報酬見込み=約260万円
- 〇成年後見人の担い手としては、町内に弁護士・社会福祉士がいない。司法書士がいるが受任がなく、 後見の受け皿としては、社協しかない状態。
- 〇法人後見の受任について受任審査会の開催時期は、家裁への申立ての前の場合も後の場合もある。 受け皿が少ないため、首長申立ての場合は受任せざるを得ない場合も多い。
- 〇後見報酬の会計処理は、法人後見の部分で別にしている。成年後見制度利用支援事業報酬収入・成年後見制度報酬収入で収入をあげている。
- 〇法人後見における被後見人との利益相反関係については、家裁と相談の結果、愛媛県社協が後見監督人になることで対応している。利益相反関係が解消された時点で、後見監督人解任の手続きを行う予定。
- 〇法人後見の取組みについては社協の目指すところとつながってくると感じている。(DVD作成) (**あらわ市**)
- 〇法人後見事業の立上げを検討している。市内では後見人等を受ける専門職者が少ない。

(加賀市)

〇法人後見の必要性は感じている。法人後見・市民後見推進を成年後見センター検討委員会において検討 していく。

④「市民後見人養成講座」取組みの比較 (報酬・後見監督・複数後見の有無、後見人の応募条件 など)

(伊丹市)

- 〇兵庫県主催の市民後見人養成研修に参加
 - 基礎研修 3日、実践活動研修 5日(市町村社協、地域包括支援センター、福祉施設・事業所)フォローアップ研修 3日
- 〇報酬 未定、後見監督 未定、複数後見 未定
- 〇応募条件 兵庫県内に在住していること、高齢者・障害者に対する福祉活動の経験があり、権利擁護に理解と熱意があること、全ての研修を受講できること、研修終了後、地域における実践活動を 行う意思があること。

次の資格を有する人は、専門職後見人として受任することが適当であると考えられるため、受講対象外とする。【弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認会計士、税理士、行政書士】 (南富良野町)

- 〇報酬 有り(検討中)、後見監督 有り(検討中)、複数後見 有り(検討中)
- 〇応募条件 南富良野町住民で、終了後、市民後見人等として活動する者。

(豊島区)

○社会貢献型後見人が報酬をもらえていない現状であり、後見監督をしている社協も報酬を受けることが困難な状況。

(墨田区)

〇墨田区社協では法人後見を行わず、社会貢献型後見人(=市民後見人)の法人後見監督に徹する方針。市民後見人による財産管理については、墨田区社協の金庫において通帳等を保管していく予定。 身上監護面については身体状況の低下等が原因による施設入所についても社協が助言するなど関与が必要であると考えており、施設入所契約書等も監督人として墨田区社協が確認を行う。

(伊賀市)

- 〇市民後見人活動の報酬については無報酬が前提であることを口頭で説明しているが、受講者からは 特に意見等はない。
- ○落ち着いたケースについては、専門職後見人から市民後見人への移行を検討。
- 〇市民後見人養成講座 カリキュラム

		日数	内容	
生活支援員養成研修生活支援員・福祉後	生		開会・オリエンテーション	
	活支	1日目	【研修1】権利擁護とは	
援	接 援		【研修2】地域福祉権利擁護事業	
養	•		【研修3】認知症者への支援	
成研	福祉	2日目	【研修4】知的障がい者への支援	
修	後		【研修5】精神障がい者への支援	
	兄人	3日目	【研修6】医学の基礎知識	
	福祉後見人養成研		【研修7】成年後見制度	
	研	份 4日目	【研修8】当事者との接し方のポイント	
	11含		【研修9】生活支援員活動の実際	
			まとめ・登録ガイダンス	
	5日目	508	【研修 10】成年後見制度の概要	
		【研修 11】成年後見制度の申立実務演習		
		6日目	【研修 12】成年後見人の職務	
			【研修 13】成年後見制度の具体例	
		7日目	【研修 14】後見倫理と福祉後見人実務演習	
		/ 니 🏻	まとめ・福祉後見人ガイダンス	

〇対象者

伊賀市・名張市内(伊賀地域)に在住在勤ので、今後、地域の福祉に貢献しようとお考えの方。 会場まで何らかの手段で来られるできる方。全カリキュラム出席できる方。

〇生活支援員養成研修を修了すると、福祉後見人養成研修を受講できる。さらに、福祉後見人養成研修を終了し、所定の活動および審査を経た人が、福祉後見人に登録することができる。ただし、研修終了後の活動は、コーディネートを行い調整している。

- 〇後見監督 有り、複数後見 未定。
- 〇専門職後見から市民後見への移行の可能性がある。

(西宮市)

〇「権利擁護支援者(第三者後見人を含む)」登録者(=市民後見人も含め権利擁護支援者人材バンク登録者)が、今後、市民後見人として家庭裁判所に選任されるための受任調整を図り、仮に家庭裁判所が市民後見人の選任条件としてPASネットの法人後見監督を受けて受任された場合、市民後見人の家庭裁判所への報酬請求及び成年後見人等への後見業務を行う上で必要になった経費(実費)の請求には制約を加えず受任した本人の意向に委ねる。

(神戸市)

〇神戸市成年後見支援センターが平成23年1月にオープンし、2月に市民後見人養成研修の広報を行う。3月2日にオリエンテーションを行い、市民後見人の役割や職務等の説明を行い、実際に活動していただける方を対象に養成研修を受講していただく。基礎研修30時間(6日間)、実務研修30時間(6日間)。研修修了後、市民後見人候補者として登録した者を対象に、10月から平成24年1月まで受任前研修(現場実習)を、弁護士会、社会福祉士会、後見センター(法人後見)にて月1回ずつ(3クール)行い、23年度中の後見活動開始を目指す。併せて、月1回程度登録者交流会も実施していく。

(松山市)

- 〇市民後見人養成について検討委員会では、市民後見人の活動報酬は、現時点では受取るべきという 意見が多く出ている。
- 〇現在モデル事業として実施しており、制度に関する要綱の作成及び市民後見人養成講座を今年度実 施する予定である。
- 〇市民後見人養成講座については、後見支援センター等による市民後見人のフォローアップ体制が必要であり、来年度以降に行政委託による市民後見人養成講座は、後見支援センターの設立を条件として受託する必要がある。

(あらわ市)

- 〇報酬、後見監督、複数後見の有無は未定である。応募条件は市内在住者を基本とする。
- ○3年前、福井県が東大のカリキュラムで講座を開催しており、あわら市民も参加していた。
- 〇バックアップ体制等を検討して市民後見人活動を進めていきたい。

(加賀市)

〇報酬の有無、後見監督の有無、複数後見の有無については未定である。応募条件は市内在住者で、市民 後見人や成年後見制度の支援者として活動できる者。

資 料

岸和田市社会福祉協議会 概況

I. 基本情報

1. 社協名: 岸和田市社会福祉協議会

2. 人口: 202, 852人 (平成23年9月1日現在)

3. 日常生活自立支援事業利用者数: 169名 (平成23年8月末現在)

認知症高齢者 100名 、 知的障がい者 30名 、精神障がい者 39名

4. 日常生活自立支援事業の待機者数: 0名

5. 法人後見受任者数: 5名 (事業開始 平成21年4月1日)

認知症高齢者 4名 類型(後見 2名、保佐 2名、補助 0名)

知的障がい者 1名 類型(後見 0名、保佐 0名、補助 1名)

精神障がい者 0名 類型(後見 0名、保佐 0名、補助 0名)

Ⅱ. 体制・予算

1. 職員の役割・体制(資格、兼務の状況など)は?

担当 5名(常勤5名)

社会福祉士 4名、精神保健福祉士 2名、介護支援専門員 2名

- 〇上記担当者は日常生活自立支援事業 専門員、法人後見業務、地域包括支援センター業務、コミュニティーソーシャルワーカー業務を兼務
- 〇日常生活自立支援事業生活支援員には契約職員7名週5日勤務3名週2日勤務1名
- 2. 行政との関係、行政からの補助金や運営費の有無、金額は?

|有り|(委託費・|補助金| 1,400,000円)、なし

- 〇行政から権利擁護センターへの委託費、補助金はなし。平成21年度より、各種助成金を活用し、 運営費に充当している。
- 3. 受任調査会等の機能と役割はどのようになっているのか?

- 〇法人後見事業運営委員会を設置し、業務監督・専門相談を行っている。構成員(医師、弁護士、社会福祉士、社協理事、行政担当者2名)
- ○受任審査会も構成員は同様で、受任ケースがある時に、随時開催している。

Ⅲ. 権利擁護センター 設立までの経過

- 1. 設立に至るまで
- 〇日常生活自立支援事業契約者の増加 判断能力低下後への対応、日常生活自立支援事業における支援の限界
- ○地域福祉(活動推進)計画 → 事業実施の根拠 平成12年4月地域福祉活動推進計画において法人後見事業に検討することを規定、平成18年 4月地域福祉(活動推進)計画において法人後見事業・市民後見人の養成について検討することを規定した。
- 2. 法人後見準備会設立
- 〇構成員(医師、弁護士、社会福祉士、社協理事、行政担当者3名、大阪後見支援センター) 平成20年2月より開催 合計4回開催
- ○委員の方の実務経験をもとに専門知識をいかした議論が行えた。各委員の意見をもとに事業の枠 組みを作り上げていった。
- 〇他都市の取組み状況、法人後見事業の基本的な考え方、法人後見事業実施要領のとりまとめ、課 題整理、岸和田市家裁の打ち合わせ等を検討する。
- 3. 平成21年4月 権利擁護センター設立
- ○法人後見受任体制の確立

Ⅳ. その他

- 1. 各種セミナーの開催について
- ○各種セミナーの開催について

平成16年度より、福祉専門職や市民を対象に、権利擁護セミナーを開催している。

- 〇内容は日常生活自立支援事業や成年後見制度等からなり、地域の専門職にも、成年後見制度について理解してもらう機会となっている。こちらの事業を知ってもらうことで連携がスムーズになる。
- 2. 市民後見人養成の取組み状況について
- 〇市民後見人養成検討委員会 平成21年11月より開催 合計4回開催 構成員(医師、弁護士、社会福祉士、司法書士、社協理事、行政担当者3名)
- 〇市民後見人への報酬の有無、想定される被後見人等の対象者、成年後見監督人への選任の有無、 講座

内容・時間数、市民後見人選任後の支援体制のあり方、法人後見事業との役割分担のあり方等を 検討する。

- 〇平成22年度から大阪成年後見制度検討会へ参加。(8回開催)府域での展開、大阪府の事業展開に合わせた事業実施へ
- 〇平成23年度 市民後見人養成事業 国庫補助事業「市民後見推進事業」に採択。岸和田市から 府社協、市社協へ事業委託。
- 3. 法人後見への取組みの効果について、今後の事業展開について
- 〇法人後見事業は、日常生活自立支援事業からの切れ目ない支援、虐待案件(複数対応など)、若年障害者への対応といったニーズへの対応を考えている。また、法人後見事業を実施することで、社協として、後見業務のノウハウの蓄積や職員の専門性の向上が行える点があり、市民後見人養成を行っていくうえでも有効な方法で社協としての成長、職員の業務に対するモチベーション向上にもつながっているのではないかと考えている。

I. 基本情報

1. 社協名: 社会福祉協議会

2. 人口: 人

3. 日常生活自立支援事業利用者数 (年月日現在)

認知症高齢者 名、知的障がい者 名、精神障がい者 名

4. 日常生活自立支援事業の待機者数 (年月日現在)名

5. 法人後見受任者数(事業開始 平成 年 月 日)

認知症高齢者 名 類型(後見 名、保佐 名、補助 名)

知的障がい者 名 類型(後見 名、保佐 名、補助 名)

精神障がい者 名 類型(後見 名、保佐 名、補助 名)

Ⅱ. 体制・予算

1. 職員の役割・体制(資格、兼務の状況など)は?

担当 名(常勤 名、非常勤 名)

社会福祉士 名、精神保健福祉士 名、介護支援専門員 名、社会福祉主事 名

2. 行政との関係、行政からの補助金や運営費の有無、金額は?

有り(委託費・補助金 円)、なし

3. 受任調査会等の機能と役割はどのようになっているのか?

運営委員会・受任審査会の有無 (有・無)

構成員(

開催頻度()

Ⅲ. 日常生活自立支援事業等との関連性

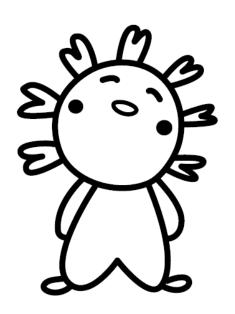
- 1. 日常生活自立支援事業からの移行についての考え方(岸和田市社協との比較)は? また、日常生活自立支援事業と法人後見(市民後見)の済み分けは?
- 2. 社協の他事業との連携・関連性は?
- 3. 地域の関係機関との連携の在り方は?
- 4. 地域福祉 (活動) 計画との関連性は? 計画に位置付けている (いる・いない)

Ⅳ. その他取組み状況

- 1. 法人後見等の権利擁護分野についての広報・啓発の仕掛け(講演会やセミナー)をどのように行っているか?
- 2. 市民後見人養成の取組み状況は?
- 3. 法人後見への取組みの効果、良かった点は?
- 4. 今後の事業展開は?

社会福祉協議会における法人後見及び市民後見人養成についての視察調査報告書 (大阪府地域福祉基金助成事業) 平成24年3月発行

編集・発行:社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会 権利擁護センター 大阪府岸和田市別所町 3-12-1(市立保健センター3 階) 電話 072 (439) 8241



岸和田市社協イメージキャラクター ポカボー